飯舘村の父親が仮設住宅(相馬市)での避難生活中に認知症を悪化させて要介護状態となり、南相馬市原町区(旧緊急時避難準備区域)に居住している娘が、平成23年7月から平成24年2月までは上記仮設住宅に通って、その後は自宅に引き取って父親の介護を続けている事案において、申立人である娘の滞在者慰謝料の増額分として、平成23年7月から平成24年8月まで月額4万円が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ば ないことを相互に確認する。

記

- 1 損害項目
- (1) 就労不能損害
- (2) 精神的損害(増額分)
- 2 期間
- (1) については、平成25年1月1日から平成26年2月28日まで
- (2) については、平成23年7月1日から平成24年8月31日まで
- 第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、1,588,384円の支払義務があることを認める。 (内訳)

1 就労不能損害

1,028,384円

2 精神的損害(増額分)

560,000円

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。但し、第 1項の1(2)記載の損害項目について、本和解に定める金額を超える部分 につき、上記債権債務不存在確認合意の効力が及ばず、申立人が被申立人に 対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対し て別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立 人が署名(記名)押印の上、申立人と被申立人が各自1通を保有するものとす る。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 平成26年4月15日

(仲介委員 藤重由美子)